

藤島園短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人藤島会が設置経営する藤島園(以下「事業所」という。)が行う短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員及び看護職等の職員が利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的或いは精神的負担の軽減を図るため、要支援又は要介護状態にある高齢者に対し、適切な短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、利用者が要支援又は要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2. 事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、事業所の職員は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
3. 本事業の運営にあつては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者他の居宅サービス事業者、保健・医療・福祉サービスを提供する他の事業者とも密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|---------------------|
| (1) 名称 | 藤島園 |
| (2) 所在地 | 福井県福井市高木中央3丁目1701番地 |

(職員の職種及び員数)

第4条 事業所の職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 施設長(管理者) | 1名(常勤兼務 1名) |
| (2) 生活相談員 | 2名以上(常勤職員 1名以上 常勤兼務 1名以上) |
| (3) 介護及び看護職員 | 39名以上(常勤職員 30名以上 常勤兼務 3名以上 非常勤専任 10名以上) |
| (4) 管理栄養士及び調理員 | 14名以上(常勤職員 5名以上 非常勤専任 8名以上 非常勤兼務 1名以上) |
| (5) 機能訓練指導員 | 2名以上(常勤職員 1名以上 非常勤兼務 1名以上) |
| (6) 医師 | 2名以上(非常勤専任 2名以上) |

(職員の職務内容)

第5条 前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は、事業所と職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者又はその家族に対して、相談助言にあたる。さらに、サービスの調整及び居宅介護支援事業者等他の機関との連携を行う。
- (3) 介護職員は、身体の状態等を的確に把握し、適切な世話及び介護を行う。
看護職員は、健康状態を的確に把握し、健康保持のために適切な措置を行う。
- (4) 管理栄養士は、身体の状態等を勘案し、栄養及び嗜好に対して適切な給食を行う。
調理員は、身体の状態等を勘案し、適切な調理を行う。
- (5) 機能訓練指導員は、日常生活に必要な機能の維持に努めるため適切な訓練を行う。
- (6) 医師は、利用者の健康状態を把握し、健康保持の為に適切な措置を講ずる。

(利用の定員)

第6条 定員は、専用床型で10名とし、その他に空床利用型の事業も実施する。

(入所手続き等)

第7条 事業所は、短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ短期利用申込者又はその家族に対し、サービス選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、短期利用申込者の同意を得る。

2. 事業所は、サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認する。さらに、認定審査会の意見の記載がある時は、その趣旨及び内容に沿ってサービス提供を行う。

(事業内容と利用料その他費用)

第8条 事業所の事業に係わる内容は次のとおりとする。

- (1) 短期入所生活介護サービス計画に基づくサービスの提供、管理及び評価
- (2) 日常生活に必要な世話、入浴、排泄、食事及び機能訓練
- (3) 希望に応じた送迎
- (4) 相談、助言等に関すること
2. 事業所が提供した事業の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるが、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から介護保険負担割合証に記載の割合に基づく額の支払いを受ける。
3. 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる支払いを利用者から利用料として受け取ることができる。
 - (1) 滞在費
 - ① 従来型個室 [室料・光熱水費] 1,550円 (1日当たり)
 - ② 2～4人部屋 [光熱水費] 1,100円 (1日当たり)ただし、滞在費負担限度額認定者は、その負担限度額とする。
 - (2) 食費 [食材料費・調理費用] 1,800円 (1日当たり)
朝食400円 昼食750円 夕食650円
ただし、食費負担限度額認定者は、その負担限度額とする。
 - (3) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴ない必要となる費 実費
 - (4) 利用者又はご家族の同意を得て提供した栄養補助食品の費用 実費
 - (5) 特別室料
利用者の選定する特別な居室を提供するための追加費用
・特別室 2室(1201号室、1202号室) : 居室面積 19.43㎡ 450円 (1日当たり)
 - (6) 理美容代 1回当たり 2,000円+消費税 髭剃り 1回当たり 1,000円+消費税
 - (7) レクリエーション、クラブ活動の利用料金 実費
(材料代・交通費・入場料等)
 - (8) ミニ喫茶等嗜好品 実費
 - (9) インフルエンザの予防接種など健康管理費 実費
 - (10) 利用予定日の前日までに利用中止の申出が無かった場合の取消料金 当日の利用料金の10%
 - (11) 日常生活品の購入代金等 実費
(利用者の日常生活に要する費用で、利用者負担して頂くのが、
適当であるものにかかる費用)
 - (12) 毎月の利用料の口座振替手数料100円+消費税、現金取り扱い手数料200円+消費税
 - (13) 医療費、薬代、消耗品等の各種立替の費用(立替手数料) 1ヶ月当 1000円+消費税
 - (14) 口腔ケア用品、日用品等 個人負担
 - (15) 飲み物・おやつ代 200円(1日当たり)

4. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に事業内容や費用を説明した上で、その支払いに同意する旨の文書に署名押印を受ける。
5. 新たな費用が発生した場合などは、その額を基礎として第3項の費用の内容および金額を変更することがある。
6. 前項の変更を行う場合は、変更前に利用者又はその家族に対し変更内容について文書により説明したうえで、変更に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
なお、電子機器による文書送付及び同意についても認めるものとする。
7. 前項の費用の支払いは、銀行振り込み又は利用者または家族の金融機関口座から自動引き落としにより指定期日までに受ける。

(通常の送迎実施地域)

第9条 事業者が利用者又はその家族の希望により、通常の送迎を行う地域は、福井市、坂井市、吉田郡永平寺町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意する。

- (1) 事業所の定めた生活日課、健康管理上の指示に従うこと
- (2) 暴力、喧嘩、口論等、他人に迷惑な行為及び言動をしないこと
- (3) 火災防止に努め、管理上支障のあるものを持ち込まないこと
- (4) サービス内容について苦情、相談及び意見があるときはいつでも申し出ること
- (5) サービス内容について事実と相違することを故意に言いふらしてはならない
- (6) その他施設長が管理上支障があると認めた事項

(勤務体制の確保)

第11条 事業所は、利用者に対し、適切な短期入所生活介護サービスその他のサービスを提供するため、職員等の勤務体制を定め、サービスの提供は当該職員によって行う。

2. 施設は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修	採用後3ヶ月以内
(2) 職種別研修	随時

(非常災害対策)

第12条 事業所で火災及び地震等の災害が発生した場合は、職員は利用者の避難誘導を行い、さらに、火災の場合は職員による初期消火につとめることとする。

2. 施設長は、災害に対する対処方法について具体的計画を定めるとともに、避難経路及び地域住民や協力機関との連携を確認し、年2回は避難訓練その他必要な訓練を行う。さらに災害発生時は、避難その他の指揮をする。
3. 事業所は、災害に係るBCPを策定し、平常時における研修及び訓練を実施する。

(衛生管理)

第13条 施設は、入所者の使用する食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適切に行わなければならない。

2. 施設は、感染症または食中毒が発生しないように、又はまん延しないように、以下の措置を講じる。
 - (1) 施設は、感染症予防委員会を3ヶ月に1回以上、開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を行う。
 - (2) 施設は、感染症または食中毒の予防および蔓延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症および食中毒の予防、まん延防止のための研修を年2回以上実施し、研修の実施内容について記録する。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、施設は、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応をとる。

(5) 施設は、感染症発生を想定し、年2回以上、訓練を実施する。
なくなった後においてもこれら秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
(利益供与等の禁止)

第16条 事業所及び職員は、居宅介護支援を行う事業者又はその職員に対し、当該事業所を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2. 事業所及び職員は、居宅介護支援を行う事業者又はその職員から、当該事業所からの退所者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情の処理)

第17条 事業所は、短期入所生活介護サービス内容に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、窓口を設置する。

2. 事業所は、提供した短期入所生活介護サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行なう文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。
3. 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
4. 事業所は、提供した短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行なう法176条第1項第2号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。
5. 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

(身体拘束等)

第18条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しない。

2. 事業所は、施設長や医師等で構成する「身体拘束適正化検討委員会」を3ヵ月に1回以上開催し、前項の緊急やむを得ない場合(切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす場合)に該当するかどうか十分検討する。また、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図る。
3. 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合でも、常に観察、再検討し、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。
4. 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行なう場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を利用者やその家族にできる限り詳細に説明する。
5. 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。
6. 事業所は、身体的拘束等の適正化の為の指針を整備し、実施する為の担当者を置く。
7. 施設において、介護職員その他の従業員に対し、年2回以上、身体拘束等の適正化の為の研修を実施し、研修内容については記録する。

(損害賠償)

第19条 事業所は、利用者に対し、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(記録の整備)

第20条 事業所は、本事業を行うため、短期入所申込書、個別記録及び短期入所生活介護サービス計画、利用料出納簿、その他必要な記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他の運営に関する事項)

第21条 事業所は、見やすい場所に運営内容、勤務体制、利用料その他のサービス内容に関する事項をいつでも閲覧できるようにファイル等で備え置きます。

2. 事業所は、地域住民やその自発的な活動等との連携・協力を行うなど地域との交流に努める。
3. 事業所は、本事業の経理と、その他の事業の経理を区分する。
4. この規定に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は、当法人の理事長と事業所の施設長が協議して定める。

(虐待防止に向けた体制等)

- 第22条** 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止の為、必要な体制の整備を行う。
2. 事業所は、施設長を虐待の防止に関する責任者に選定し、虐待防止の指針を整備する
 3. 事業所は、成年後見制度の利用支援(本人・家族などへ制度や相談窓口の紹介、制度が必要な利用者の把握及び相談窓口等の紹介)を行う。
 4. 事業所は、利用者・家族からの苦情解決体制整備を行う。
 5. 介護職員その他の従業員に対し、年2回以上かつ採用時(3ヵ月以内)に実施し、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
 6. 施設は、虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 7. 事業所は、上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
 8. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は、養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事故発生の防止および発生時の対応)

- 第23条** 施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。
- (1) 事故が発生した場合の対応および次号に規定する報告の方法等を記載した事故発生防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事業所は事故対策委員会を3ヶ月に1回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を行う。
 - (4) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、事故発生の防止および発生時の対応のための研修を年2回以上実施し、研修の実施内容について記録する。
 - (5) 事業所は上記の措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業所は、入所者に対する介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村等、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
 3. 事業所は前項の事故の状況および事故に際して行った処置について記録する。

(働きやすい職場環境づくり)

- 第24条** 施設は介護現場における課題を抽出及び分析した上で、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置する。

改定日	平成18年12月21日
改定日	平成22年4月1日
改定日	平成25年8月31日
改定日	平成27年4月1日
改定日	平成27年8月1日
改定日	平成29年4月1日
改定日	平成30年4月1日
改定日	令和1年10月1日
改定日	令和2年4月1日
改定日	令和3年4月1日
改定日	令和4年4月1日
改定日	令和5年4月1日
改定日	令和6年4月1日
改定日	令和7年4月1日